

新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者及び小規模企業者が物価高騰等により営業利益の減少、消費の低迷等に苦しんでいる現状に鑑み、第3条に規定する対象事業者が行う消費喚起を目的としたキャンペーン事業に対し、予算の範囲内で新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で市内に本店、支店、営業所等を有する事業者及び個人事業主をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で市内に本店、支店、営業所等を有する事業者及び個人事業主をいう。

(対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、中小企業者又は小規模企業者で構成される組合、団体等（法人格のない任意団体を含む。以下「組合・団体」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合・団体を構成する中小企業者又は小規模企業者が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるときは、対象事業者としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、物価高騰等による市内経済への影響を緩和し、消費を喚起することを目的としたキャンペーン事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助事業としない。

(1) 政治的目的又は宗教的目的のある事業

(2) 国、県、他市町村等から補助を受けている（補助を受けることが確実にある場合を含む。）事業

(3) 新発田市との共催事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表に定めるものとする。ただし、補助事業の実施に必要な経費であっても、消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の額とし、当該組合・団体を構成する中小企業者の数に10万円を乗じて得た額に当該組合・団体を構成する小規模企業者の数に20万円を乗じて得た額を加算した額（その額が100万円を超える場合は100万円）を上限とする。

2 補助金の交付は、一の組合・団体につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金交付申請書（別記第1号様式）に新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金事業計画書（別記第2号様式）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、速やかにこれを審

査し、新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業は、原則として令和7年11月30日までに実施すること。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき又は補助金の交付決定額の変更が必要になるときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 補助事業による効果を測るため、売上額を基本としてその成果を記録し、実績報告書に記載すること。
- (7) キャンペーンを実施する際は、「新発田市消費喚起キャンペーン」によるものであることをチラシや広告等に明記すること。

（変更申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）がやむを得ない事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金変更承認申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業の廃止又は中止）

第10条 補助決定者は、やむを得ない事情により補助事業を廃止し、又は中止するときは、あらかじめ新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金（廃止・中止）申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助決定者は、市長からの指示があるときは、新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金状況報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年12月31日のいずれか早い日までに新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金実績報告書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを審査し、適合したものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金確定通知書（別記第9号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助決定者は、前条に規定する確定通知があったときは、速やかに新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金請求書の内容を適正と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 第8条第2項各号に掲げる条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべきと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条第2項第5号及び第15条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

3 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。